



島根県報

平成28年10月21日（金）

第 2,846 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

換地計画書の縦覧 (農 村 整 備 課) 3

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 4

保安林の指定 (") 4

【公 告】

島根県第2期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務に係る提案競技の実施 (情 報 政 策 課) 4

肥料の登録の更新 (農 産 園 芸 課) 8

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第88号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
岩石切断機（小型）	1時間につき	60円
3次元計測電子顕微鏡	1時間につき	1,040円
任意波形交流電力印加装置	1時間につき	60円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
真空凍結乾燥機（大型）	1時間につき	290円
レトルト殺菌装置	1時間につき	120円

(2) 分析等の手数料の新設（別表第2関係）

無機材料試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額	
原材料試験	スメクタイトのメチレンブルー吸着量測定	1試料につき	3,900円

2 施行期日

平成28年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第88号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

粒ゲージ	1時間につき	50円
------	--------	-----

 を

「

粒ゲージ	1時間につき	50円
岩石切断機（小型）	1時間につき	60円

に、

「

微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	700円
-------------	--------	------

を

「

微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	700円
3次元計測電子顕微鏡	1時間につき	1,040円

に、

「

モータ/インバータ評価システム	1時間につき	580円
-----------------	--------	------

 を
 「

モータ/インバータ評価システム	1時間につき	580円
任意波形交流電力印加装置	1時間につき	60円

 に改める。
 「
 別表第1の2の表中

3Dスキャナ	1時間につき	110円
--------	--------	------

 を
 」

「

3Dスキャナ	1時間につき	110円
真空凍結乾燥機(大型)	1時間につき	290円
レトルト殺菌装置	1時間につき	120円

 に改める。
 」

別表第2の10の項第1号中

「

	8 比表面積測定	1試料につき	4,880円
--	----------	--------	--------

 を
 「

	8 比表面積測定	1試料につき	4,880円
	9 スメクタイトのメチレンブルー吸着量測定	1試料につき	3,900円

 に改める。
 」

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

告 示

島根県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田地区（山折工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第629号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市黒井田町字米垣1900-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
出雲市大社町遙堪字谷山1197-16、2007、2042-2、2043-1、2043-2、2044-1、2044-2、2049-11
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

島根県第2期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
島根県第2期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務の調達
 - (2) 仕様
島根県第2期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務に係る提案競技要求仕様書による。

(3) 期間

- ア 島根県第2期全庁共用ファイルサーバ構築業務
契約の日から平成29年4月30日まで
- イ 島根県第2期全庁共用ファイルサーバ運用保守業務
平成29年5月1日から平成34年4月30日まで

(4) 提案価格の上限額

112,524千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成28年10月21日（金）から同月28日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 7部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成28年11月14日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成28年11月30日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

電話 0852-22-5571 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成28年10月28日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成28年11月7日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成28年11月17日（木）までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

(1) 島根県第2期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容を別に定める評価基準に基づき評価する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付するこ

と。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A File server system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 30 November 2016
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5571

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 405号	なたね油か す及びその 粉末	NON-GM O国産・焙煎 一番搾り	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格のと おり	有限会社影山製油所 島根県出雲市芦渡町583番地1	平成34年 8月11日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成28年10月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日

特別養護老人ホーム笑寿苑（ユニット型）

雲南市加茂町加茂中915

平成28年10月11